

Title	広瀬勝世著 『女性と犯罪』
Sub Title	Katsuyo Hirose, "Women and crime"
Author	中谷, 瑾子(Nakatani, Kinko) 後藤, 弘子(Goto, Hiroko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.3 (1985. 3) ,p.108- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850328-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

広瀬勝世 著

『女性と犯罪』

わが国においては、昭和三八年に刑法犯の検挙人員中に占める女性の割合が一〇%を超えて以来、女性犯罪は増加の一途を辿り、昭和五八年には一九・〇%を占めるようになった。それと共に、従来その数の少なさをゆえにあまり論じられることのなかった女性犯罪がかなりの注目を集めるようになってきた。しかし、女性犯罪を一冊の本として総合的・体系的に取扱ったものは残念ながら存在しない。これは、夥しい欧米の女性犯罪研究書に対し、日本における女性犯罪研究の立ち遅れを如実に示している。そのような現状の中で、本書は、社会人向けの女性犯罪の啓蒙書としてハンディな好著であるばかりではなく、単なる啓蒙書に終らない女性犯罪研究史上特に重要でかつ優れたものであるということが出来る。

著者は、周知の通り、三十余年の長期に亘って精神医学者の立場から研究を続けてきたわが国の女性犯罪研究の先駆者であ

り、同時に第一人者でもある。そのため、当然のことながら、本書は全編を通じて精神医学的視座からの分析を内容とするものとなっている。

本書が発行されてから既に二年余が経過しており、ここに本書を紹介しようとするのには余りにも遅きに失したという非難を避けたいものがある。それにも拘らず、依然として本書が最近の女性犯罪研究において高く評価されるべきものであることは間違いないことであり、従って、女性犯罪研究のマイル・ストーンとして今後の女性犯罪研究の発展を期待して本書をここに紹介することは、なお意味のあることと考える（ただ、右の時間差の故に本稿において現時点の女性犯罪を基準として本書に対する望蜀の言を弄するところがあるとすればそれは全く筆者らの責任であって本書の著者の責任ではないことを予め明らかにしておかなければならない）。

本書の構成は以下の通りである。

- 第一章 女性犯罪の発生状況（一五―一六頁）
- 第二章 女性犯罪の特徴（二七―三六頁）
- 第三章 女性の犯罪と人格特性（三七―一八頁）
- 第四章 性周期（月経）と犯罪（一九―一四頁）
- 第五章 被害者としての女性（二四―二五頁）
- 第六章 考案とむすび（一五―一七頁）

まず、若干のコメントを試みながら本書を概観することとする。

第一章では、女性犯罪の発生状況を戦前から最近に至るまで概観し、第二章では、女性犯罪と知能指数・結婚などとの関係についても触れながら、女性犯罪の特徴は著者の年来の主張の通り「受動犯罪と情動犯罪」にあるとしている。しかし、具体的論証というよりも第三章の予備的叙述となっている。

第三章は本書の核心部分である。ここでは第二章で指摘されたあらゆる女性犯罪に共通した特徴である受動性を犯罪類型ごとに実例を挙げて実証しようと試みている。その考察の対象は、尊属殺、嬰兒殺をはじめとする殺人の各態様、強盗、放火、窃盗、詐欺、さらには売春、潜在的犯罪にまで及んでいる。

殺人については、まず尊属殺を取り上げ、かつて著者が行なった女子受刑者を対象とした調査で、実父殺・姑殺は終戦直後とやや落ちつきを取り戻した一九六〇年代とではほぼ同数であり、かつ性格・知能程度も酷似していると指摘し、また、父子相姦の父と暴君の父に対する殺人の二つの事例を挙げて尊属殺における加害者の被害者性を明らかにしている。

次に女性比が最も高い犯罪である嬰兒殺（九四・三％→昭和五九年版犯罪白書による）を取り上げている。そこでは一九八〇年の反復事例にまで触れ、嬰兒殺の内容の変化にも留意している。ただ、嬰兒殺においては、生後二四時間未満の新生児の被害より、生後二四時間経過後一年未満の乳児の殺害の場合に、行為者である母親の精神の異常が顕著に見受けられるという指摘も見受けられることを考えると、新生児殺ではなく乳児殺の

事例について産褥精神病との関連をも踏まえた精神医学的分析こそ期待されるところであった。

その他、殺人については、死体をバラバラにした夫殺し（一九五九年―但し情夫が共犯）の事例や、養育金付で嬰兒を預かり、七年間二〇回に亙り、その嬰兒を「少量のミルクまたは米粉を与えるのみで放置し、衰弱死」させたいいわゆる「寿産院」事件（一九四〇年検挙）を挙げている。殺人は多かれ少なかれ異常な精神状態でなければ実行されないものと思われるが、著者の対象例は、裁判例の中でも精神鑑定を受けたものという程度特殊なものに限定されている。そのため、犯行の態様や手段がかなり特異な事例に限られていることも念頭に入れなければならない。従って、ここに表われた女性犯罪者の人格特性や特徴（殺人においてはうつ状態との関係が重要であるとしている）が、どこまで一般化できるかという点についてはなお検討が必要であるように思われる。

強盗については、その例として女性が強盗の首謀者となった極めて稀有な事例（一九四六年）を挙げているが、この事例も、強盗とはいえず、利欲ではなく怨恨という情動に端を発したもので、著者のいう女性犯罪の特徴をよく表わしているものである。

殺人と並んで激情犯罪の代表とされる放火については、「怨恨などの感情が犯因としてあげられる」とし、人格としては「顯示欲型、気分易変型がもっとも問題」となるとしている。そして、例として挙げたのは、「いずれも能動的な性格傾向の者に

よる放火であるが、放火は、精神薄弱をも含めて無力的な者のもつとも有力な復讐手段であるから、内向的で易感・敏感な者の情動犯罪としても重要な位置を占める」と放火の特異性を強調している。また、最近では、アルコールの影響が月経の影響と並んで、女性放火犯において重視されるようになったという指摘もなされている。

女性犯罪の大半（昭和五八年には八四・七％）を占める窃盗については、従来「窃盗は概して知能程度の低い者や意志薄弱者の陥りやすい犯罪であり、ことに女子の『窃盗累犯者』には意志薄弱または意志欠如型性格傾向がもつとも多い」といわれてきているが、著者によれば、これは「主として受刑者を対象としての結論」であり、窃盗の起訴猶予率や暗数の高さから言えれば、「窃盗犯がわれわれ精神科医の面接の対象となる例はきわめて限定」されたものにならざるを得ないという。精神薄弱と情性欠如の累犯の事例（両者とも一九四六年）という特異なものだけを挙げるに止っているのもそのためであろう。

詐欺では「離婚後の遅発犯」と早発一問歇型の累犯の事例が挙げられている。特に著者は後者の例が「明らかに結婚が犯罪を防止していたもの」であると指摘する。このことは女性の結婚と犯罪の関係を改めて考えさせるものである。

次に、売春については、「明らかに経済的困窮による犯罪の代理現象であったと思われた時代は去った」とし、「しかし、特別法犯罪者として計上される『売春』の数字は氷山の一角に

すぎず、トルコ売春、外国人女性の出稼ぎ売春などを加えると、前記少女売春などの問題を含めて、被害者なき犯罪または告訴人なき犯罪ともいわれる売春の実態を知ることが不可能に近い現況である」と洞察は鋭い。さらに、長谷川氏の「たとえどのような職業訓練を施したとしても、売春行為によるほどの収入は到底望めない人たちである」という文章を引用して行なっている分析は、婦人補導院の実態を知る者にとつて、まことに的確であると思われる。しかし、他方、「エクスナーやハーゲマンらの、売春は浮浪の代理現象であるとみる」説もなお重要であるとし、「家主から精神衛生法による鑑定の申請書が出されたもの」で、「妄想型精神分裂病」の「明らかに生活費を得るための行為である」とされる五一歳の売春婦に対する大変興味ある精神鑑定例（一九七四年）を挙げている。

本書の目的の一つである精神医学的考察による犯罪防止を最もよく具体化しているのが潜在的犯罪に関する記述である。ここでは、精神衛生法に基づく鑑定診断により犯罪を防止できた例を取り上げている。この点は我々法律家としては独自に把握できることではなく、まさに精神医学者としての著者ならではの指摘であり、多くの示唆に富むものといえることができる。また、著者の体験によれば、家族や親族などに保護されて治療を受けることにより潜在の子殺しの危機を脱したものと推測できる例もかなり存在するところから、「精神衛生活動の果たす役割は、精神障害者による犯罪を、その人々を治療に導くこと

によって事前に予防するということだけでも大きい」としている。

第四章では、女性と男性の本質的な差を生殖問題をも含む生物学的基礎問題にあると見る著者にとって重要であり、かつ古典的なテーマでもある性周期（月経）と犯罪との関係について述べている。そして、その結論として「月経をもって示される女性の性周期は、非行や犯罪をおこす原因としての単一な根本問題ではないが、病的な精神状態と結びついた場合に、犯行を決定づける一つの要素となることは確実である」としている。

このことは「拘禁性無月経」に逸早く注目した著者ならではの指摘とすることができる。しかし、月経は女性犯罪者が自らの刑事責任を軽くするために用いる方便ではないかという臆測をしたくなるのは筆者だけであろうか。筆者らが行なった前述の調査において、女性殺人者の犯行について生理との関係が指摘されていたものは、三二五名中四名（一・二％）にすぎなかったということも参考にはならないだろうか。

第五章においては、被害者学的知見も加えて、被害者としての女性の特徴について述べている。その中で、最近急増した覚えい刑事犯における女性の被害者性（特に暴力団との関係において）、夫に虐待される妻、家庭内暴力の被害者としての母親等の性格の分析は大変興味深いものとなっている。ちなみに覚えい刑事犯については、最近の調査によると（覚えい刑事犯の総合的研究「法務総合研究所研究部紀要」六、一九八三年、二九頁以下）、女

子受刑者の六一・八％（うち妻・内妻四六・八％）が暴力団と何らかの関係を持っていること、初回使用時の「使用の契機」では、七四・三％が「勧められて」、使用したものであり、「強制されて」「だまされて」もそれぞれ五・一％と男性より高くなっているが、反対に自分から進んで使用したものは、男性の四一・三％に対して、女性は一五・四％とかなり少ないことなどが特徴として挙げられている。このことは、著者のいう女性犯罪者の受動性が現在の覚えい刑事犯においても顕著に表われていることを示すものであり、従って、著者の仮説の妥当性を示唆するものであるといえる。

最後の第六章では本書のまとめとして今まで挙げられた事例を参照しながら、女性と犯罪との関係を本人の人格、体質、精神状態、性周期、環境などの諸要素の組み合わせによって精神医学的に解明しようと試みている。その中で著者は、うつ状態と女性犯罪との関係が最も重要だとしている。人はうつ状態では「その人間のもっとも深層の姿」を示すことになり、そのため「無意識の行動が問題」となる。「その場合、意識的なところの調節機能」が失われ、「長期間に蓄積され、意識の奥深く内蔵されていた感情」が「些細なきっかけ」で爆発するのである。このことは激情犯だけでなく万引などの窃盗犯にも当てはまり、このような意識は男女に共通であるが、生物学的特異性ゆえに女性の場合に顕著であると著者はいう。このような犯罪行動の精神的メカニズムを理解することは、われわれにとって不可欠

なことであり、その意味で本書の持つ意味は大きい。さらに、本章では、最近の性モラルの変化、性と女子非行、女性の社会的進出と女性犯罪との関連性等が精神医学的観点から分析されており、女性犯罪の原因等を考えていく上でいろいろと参考になると思われる指摘が数多くなされている。

以上本書は、初めに述べたように、精神医学という一つの立場から女性犯罪を論じたもので、そのため、事例研究・個別研究としては大変優れたものがある。しかしながら、本書は、テーマを精神医学からの考察に限定せず、「女性と犯罪」という大きな題名を掲げたために、個々の事例と女性犯罪全体との関連性がややぼやけてしまい、かえって事例研究の卓越さが損なわれかねない結果になったことが惜しまれてならない。

さらに、第三章においては、従来女性の犯罪として考えられてきたものが全て網羅されてはいるものの、最近、それ無しには女性犯罪を論ずることが出来ないと言われるまでに増加してきている覚えい刑事犯についての言及が事例研究としてはなされていいのは、その急増が、著者も述べているように、ここ数年の急激な社会変化に基づくものであり、著者一人の責に帰すべきところのものではないとはいえ、物足りなさを感じさせるものとなっている。このような物足りなさは本書が一般向けの啓蒙書であるところによるところが大きいと思われる。従って著者によるより詳しい女性犯罪研究書の出現が何よりも望まれる。

わが国における女性犯罪は、ごく最近の覚えい刑事犯に代表されるように、著者が主に研究を行なっていた頃と現在とは、社会変化と相俟って質的にも量的にもかなりの変化を遂げた。従って、その変化の状況、原因等をさまざまな角度から一つ一つ深く掘り下げていく作業を行なうことが、現在の女性犯罪研究に残された課題であることを明確に認識しておく必要があるといえよう。

とはいえ、鑑定例を基にした著者のこの研究が、現在なお女性犯罪研究史上極めて重要な意義を持っていることに疑い余地はない。それゆえ、本書は、わが国の女性犯罪研究にとっての基本書として重要な地位を占めるものであり、女性犯罪研究を志し、これを研究しようとする者にとって必見の書といつてよい。

（金剛出版刊・昭和五六年・一七四頁・一八〇〇円）

中谷瑾子・後藤弘子